

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【公開番号】特開2012-128885(P2012-128885A)

【公開日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-026

【出願番号】特願2012-76621(P2012-76621)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/40 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月30日(2013.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金融手段を認めるかどうかを決定するためのコンピュータインプリメントされる方法であって、

前記方法は、

前記金融手段に関する情報を受け取ることであって、前記情報は、エンティティによって提供され、前記金融手段は、価値転送のための資金源として用いられる、ことと、

前記エンティティに関連するリスクレベルを決定することと、

前記エンティティに関連する前記リスクレベルが第1リスク閾値よりも小さいことに基づいて、前記資金源として前記金融手段を認めることと、

前記エンティティに関連する前記リスクレベルが第2リスク閾値よりも大きいことに基づいて、前記資金源として前記金融手段を拒絶することと、

前記エンティティに関連する前記リスクレベルが前記第1リスク閾値と前記第2リスク閾値との間にあることに基づいて、少なくとも1つのプロセッサを用いて、前記エンティティが前記資金源として金融手段を用いることが許可されているかどうかを確認することと

を含む、コンピュータインプリメントされる方法。

【請求項2】

前記確認することは、前記金融手段を用いて、金融機関との少なくとも1つの取引を開始することと、前記少なくとも1つの取引に関連する1つ以上の属性の第1セットを格納することとを含む、請求項1に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

【請求項3】

前記エンティティから1つ以上の属性の第2セットを受け取ることと、

1つ以上の属性の前記第2セットを用いて、前記エンティティが前記金融手段を用いることを許可されているという決定に基づいて、前記資金源として前記金融手段を認めることと

をさらに含む、請求項2に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

【請求項4】

前記金融手段は、1つ以上の属性の前記第2セットが1つ以上の属性の前記第1セットに類似していることに基づいて認められる、請求項3に記載のコンピュータインプリメン

トされる方法。

**【請求項 5】**

前記取引に関連する 1 つ以上の属性の前記第 1 セットを格納することは、確認詳細を格納することを含む、請求項 2 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 6】**

前記確認詳細は、価値の金額、取引のタイプ、および商人の ID のうちの少なくとも 1 つである、請求項 5 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 7】**

前記エンティティに関連する前記リスクレベルは、前記価値転送に関連する価値の金額に基づいて決定される、請求項 1 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 8】**

前記エンティティに関連する前記リスクレベルは、前記エンティティが新規のエンティティであるかどうかに基づいて決定される、請求項 1 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 9】**

前記エンティティは、人物である、請求項 1 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 10】**

前記金融手段は、クレジットカード、デビットカード、銀行預金口座、当座預金口座、普通預金口座、またはチャージカードのうちの 1 つである、請求項 1 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 11】**

リスクレベルに基づいて金融口座を認めるためのコンピュータインプリメントされる方法であって、

前記方法は、

エンティティによって提示された金融口座に関連する情報を受け取ったことに応答して、前記エンティティに関連するリスクレベルを決定することと、

前記エンティティに関連する前記リスクレベルが許容範囲内にあることに基づいて、前記金融口座に関連する前記情報を認めることと、

前記リスクレベルが前記許容範囲外にあることに基づいて、

少なくとも 1 つのプロセッサを用いて、前記金融口座に関連する前記情報を用いる少なくとも 1 つの確認取引を開始すること、および

前記少なくとも 1 つの確認取引の詳細を確認するように前記エンティティに要求することと

を含む、コンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 12】**

前記確認取引の前記詳細を確認するように前記エンティティに要求する前に、前記確認取引の前記詳細を格納することをさらに含む、請求項 11 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 13】**

前記エンティティは、前記金融口座に関連する金融機関から前記確認取引の前記詳細を受け取る、請求項 12 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 14】**

前記確認取引の前記詳細は、価値の金額、取引のタイプ、または商人の ID のうちの少なくとも 1 つを含む、請求項 13 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 15】**

前記エンティティに関連する前記リスクレベルは、前記エンティティによって要求される転送価値に基づいて決定される、請求項 11 に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項 16】**

前記エンティティに関する前記リスクレベルは、前記エンティティが既存のエンティティであること、または新規のエンティティであることに基づいて決定される、請求項11に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項17】**

前記金融口座は、クレジットカード、デビットカード、銀行預金口座、当座預金口座、普通預金口座、またはチャージカードのうちの少なくとも1つに関連する、請求項11に記載のコンピュータインプリメントされる方法。

**【請求項18】**

命令を格納しているコンピュータ読み取り可能な非一時的な格納媒体であって、前記命令は、コンピュータシステムによって実行された場合に、

金融手段に関連する情報を受け取ることであって、前記情報は、エンティティによって提供され、前記金融手段は、価値転送のための資金源として用いられる、ことと、

前記エンティティに関するリスクレベルを決定することと、

前記エンティティに関する前記リスクレベルが第1リスク閾値よりも小さいことに基づいて、前記資金源として前記金融手段を認めることと、

前記エンティティに関する前記リスクレベルが第2リスク閾値よりも大きいことに基づいて、前記資金源として前記金融手段を拒絶することと、

前記エンティティに関する前記リスクレベルが前記第1リスク閾値と前記第2リスク閾値との間にあることに基づいて、前記エンティティが前記資金源として金融手段を用いることが許可されているかどうかを確認することと

を前記コンピュータシステムに行わせる、コンピュータ読み取り可能な非一時的な格納媒体。

**【請求項19】**

命令を格納しているコンピュータ読み取り可能な非一時的な格納媒体であって、前記命令は、コンピュータシステムによって実行された場合に、

エンティティによって提示された金融口座に関連する情報を受け取ったことに応答して、前記エンティティに関するリスクレベルを決定することと、

前記エンティティに関する前記リスクレベルが許容範囲内にあることに基づいて、前記金融口座に関連する前記情報を認めることと、

前記リスクレベルが前記許容範囲外にあることに基づいて、

前記金融口座に関連する前記情報を用いる少なくとも1つの確認取引を開始することと、および

前記少なくとも1つの確認取引の詳細を確認するように前記エンティティに要求することと

を前記コンピュータシステムに行わせる、コンピュータ読み取り可能な非一時的な格納媒体。

**【請求項20】**

外部の金融口座を用いるユーザの許可を確認するためのシステムであって、前記システムは、

エンティティから金融口座に関連する情報を受け取ることと、前記エンティティに関連するリスクレベルを決定することと、前記決定されたリスクレベルに基づいて、1つ以上の確認取引を開始することとを行うプロセッサと、

前記プロセッサに結合されたメモリであって、前記メモリは、前記1つ以上の確認取引に関連する確認詳細の第1セットを格納し、前記プロセッサは、前記エンティティによって提供された確認詳細の第2セットが確認詳細の前記第1セットに類似していることに基づいて、前記金融口座を認める、メモリと

を含む、システム。

**【請求項21】**

前記プロセッサは、確認詳細の前記第2セットを提供するように前記エンティティに要求する、請求項20に記載のシステム。

**【請求項 2 2】**

前記エンティティは、前記金融口座に関連する金融機関から確認詳細の前記第2セットを受け取る、請求項21に記載のシステム。

**【請求項 2 3】**

前記エンティティに関連する前記リスクレベルは、前記エンティティによって要求された価値転送の金額に基づいている、請求項20に記載のシステム。

**【請求項 2 4】**

前記エンティティに関連する前記リスクレベルは、前記エンティティが既存のエンティティであること、または新規のエンティティであることにに基づいている、請求項20に記載のシステム。

**【請求項 2 5】**

前記金融口座は、クレジットカード、デビットカード、銀行預金口座、当座預金口座、普通預金口座、またはチャージカードのうちの少なくとも1つである、請求項20に記載のシステム。